

◎新潟県告示第119号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年6月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	31者	下山田板垣1595番2ほか276筆 45.1ha
関川村	2者	土沢745番10ほか21筆 2.2ha
新発田市	38者	下興野3495番ほか896筆 84.4ha
阿賀野市	12者	駒林諏訪原4486番1ほか98筆 11.7ha
胎内市	6者	竹島一ノ割1832番ほか34筆 3.8ha
聖籠町	7者	諏訪山江添476番ほか37筆 3.2ha
新潟市	84者	北区新鼻福島潟乙201番3ほか846筆 72.0ha
三条市	1者	鹿峠高瀬12番1ほか1筆 0.4ha
長岡市	208者	三之宮町巻島542番1ほか2009筆 218.2ha
出雲崎町	2者	大寺池小路21番ほか55筆 3.7ha
魚沼市	1者	板木1683番ほか1筆 1.1ha
南魚沼市	2者	四十日比田2542番ほか28筆 2.5ha
十日町市	3者	田沢本村坂ノ上甲1402番1ほか36筆 3.2ha
津南町	2者	下船渡丁718番1ほか20筆 3.0ha
柏崎市	1者	西山町尾野内中面698番ほか3筆 0.6ha
刈羽村	6者	大塚向田2298番ほか37筆 5.3ha
上越市	15者	野尻回り木806番ほか228筆 27.4ha
妙高市	2者	吉木明府田177番ほか6筆 1.5ha
糸魚川市	1者	大和川大原6314番ほか8筆 0.4ha
佐渡市	24者	八幡942番ほか84筆 12.2ha
合計	448者	4,744筆 501.9ha

2 申請年月日

令和元年5月29日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。